

○非公開会社において会計限定監査役として就任した者は、非公開会社が大会社に該当するに至った場合に、通常監査役として業務監査の職責を負うか？

- ・会計監査人を選任していない非公開大会社における会計限定監査役の職責
(神戸地判令和4年12月21日資料版／商事法務467号178頁) *check*

「非公開会社が大会社に該当するに至った場合は、代表取締役及び株主は、速やかに……会計監査人と通常監査役を選任すべきである。しかし、そのような選任の懈怠がある場合に、従前選任されていた会計監査限定監査役の権限が、通常監査役と同様に、業務監査にも及ぶと解することはできない。」

「まず、監査役と会社との関係は、両者間の委任契約（監査役就任契約）によって規律される。会計監査限定監査役と会社との間の同契約においては、当該監査役の職務が会計監査に限定されていることは明らかであり、契約を締結した当事者双方の合理的な意思として、会社が大会社に該当する場合に、新たに会計監査人及び通常監査役が選任されるまでの間、会計監査限定監査役としての適格があるとしてこれに就任した者が、業務監査をも行う旨の合意が存するとは解されない。そして、会社法上も通常監査役を置く必要が生じた場合、会計監査限定監査役の任期を終わらせることにしており（同336条4項3号）、会計監査限定監査役が当然に通常監査役の職責を果たすことが要請されているとは解されない。」

←監査役として選任された限り、就任契約の内容がどのようなものであれ、法定の職責を担い、法定の責任を負うのが当然ではないか？

※会社法423条1項について、なぜ民法415条とは別に特に同項が規定されているかの理由につき、立案担当者は、「任務が、単に委任契約の内容によってのみ定まるのではなく、当事者の意思にかかわらず、法律上当然に生ずる場合もあることを考慮して、その……場合にも……責任を生じさせるためである」と説明している（相澤哲編『立案担当者による新・会社法の解説』（2006年、商事法務）117頁）。

→2025年度後期「中小企業法」定期試験問題（中小企業と企業形態）参照

○買収防衛策として行われた新株予約権無償割当ては、どのような場合に必要性・相当性を欠くと評価されるのか？

- ・買収防衛策として行われた新株予約権無償割当てが相当性を欠くとして差し止められた事例（大阪高判令和4年7月21日判例時報2564号34頁） *check*
 - ・久保田安彦「判批」ジュリスト1577号2頁参照
 - ・本件防衛策では、非適格者とされたXらが大規模買付行為等の撤回によって不利益を

回避できる設計になっているが、①大規模買付行為等の具体的な撤回方法が事前に明示的に定められていないこと、②原々審で明らかにされた撤回方法の内容も、議決権などの共益権を長期間かつ大幅に制限し、第三者へのY株式の譲渡まで禁じられることに鑑みると、「大規模買付行為等を撤回する方法が実質的に閉ざされていると評価するほかなく、このような措置は、本件新株予約権の無償割当ての**必要性に応じた相当性を欠く**」。

・③Yによる非適格者の認定も、「現経営陣による経営支配権の保持を目的とした恣意的なものである可能性が排除できない上、その効果としても、本件各議案に賛成した現経営陣に異を唱える株主のうち**保有株式が多い株主のほとんどが排除される結果となるもので……相当性を欠く事情**」であり、独立委員会の勧告を受けたとしても、独立委員会が執った具体的措置が明らかでなく、現経営陣による判断の恣意性が排除されたと評価できない。

・「本件対抗措置においては相手方にとって大規模買付行為等を撤回することにより損害を回避することが極めて困難なものであったと評せざるを得ないところであり、上記本件独立委員会の勧告があったこと等の点を十分考慮しても、**本件対抗措置に相当性があるとはいえない。**」

まとうな
株主総会か

→2025年度後期「商法総合演習A」定期試験問題 問四参照